

愛媛県内の学校生協組合員の皆さまのための

「サポート共済」

医療保障コースご加入のみなさまへ

短期入院特約の付加に伴い、入院給付金が「継続して5日以上入院」から「継続して2日以上入院」でお受け取り可能となりました。ご加入されている方は保険料が自動的に上昇いたしますので、ご了承ください。

短期入院特約の加入日(*)は、以前より医療保障保険(団体型)にご加入されている方につきましても、2024年3月1日となります。2024年3月1日より前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により入院した場合、短期入院特約はお支払いの対象になりませんのでご注意ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

申込締切日以降の追加加入・コース変更・脱退はできませんのでご注意ください



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP5~11に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

※医療保障コースについては、P13・14をご覧ください。

申込締切日 | 2023年11月2日(木)

責任開始期
(加入日) | 2024年3月1日(金)

【契約者】 愛媛県学校生活協同組合連合会
TEL(089)925-0555

退職後も団体扱いで継続加入できます。

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

サポート共済

年金払特約付子ども特約付団体定期保険【生命保険】

- ◎死亡、所定の高度障害を保障します。
- ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。
- ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



就業不能への備え

就業不能サポート(短期型)

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

- ◎病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。



長期休職への備え

就業不能サポート(長期型)

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

- ◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
現職組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注*}

[年齢は2024年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

現職組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 ※サポート共済に加入する必要があります。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
--	--------------	--------------

[年齢は2024年3月1日現在の満年齢です。]

現職組合員で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方 ※サポート共済に加入する必要があります。 ※愛媛県学校生活協同組合連合会の現職組合員以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
--	--------------	--------------

[年齢は2024年3月1日現在の満年齢です。]

掲載ページ

P.17

P.29

P.33

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(医療保障コース)

制度の全体図

サポート共済

就業不能サポート(短期型)

就業不能サポート(長期型)

医療保障コース

医療費支援コース

重病克服支援制度

団体総合生活補償保険

ご注意いただきたいこと



病気・ケガへの備え

医療保障コース

家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



病気・ケガへの備え

医療費支援コース

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。



重い病気への備え

重病克服支援制度

単独加入可

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約)



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

団体総合生活補償保険

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】

サポート共済に加入することが必要

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- ケガの他、日常生活におけるリスクも補償します。

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
現職組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※サポート共済に加入する必要があります。	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 ^{注☆}

[年齢は2024年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

本人	配偶者	子ども
現職組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方) ※サポート共済に加入する必要があります。	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 ^{注☆}

[年齢は2024年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

本人	配偶者	子ども
現職組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)

[年齢は2024年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

本人	配偶者	子ども
現職組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続の場合は80歳6カ月までの方) ^{注●} ※サポート共済に加入する必要があります。 ※愛媛県学校生活協同組合連合会の現職組合員およびその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続の場合は80歳6カ月までの方) ^{注●}	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★・注●}

[年齢は2024年3月1日現在の満年齢です。]

掲載ページ

P.35

P.41

P.45

P.53

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(医療保障コース)

制度の全体図

サポート共済

就業不能サポート(短期型)

就業不能サポート(長期型)

医療保障コース

医療費支援コース

重病克服支援制度

団体総合生活補償保険

ご注意いただきたいこと

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 現職組合員およびその配偶者・子ども以外の方は新規のご加入はできませんのでご注意ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業



ご加入いただくには告知内容に該当する必要があります。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

※医療保障コースのご加入いただける方についてはP37「加入資格」をご覧ください。

P.8

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではサポート共済・団体総合生活補償保険・医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)・重病克服支援制度・就業不能サポート(長期型)について記載しております。医療保障コースについては、P13・14をご覧ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。

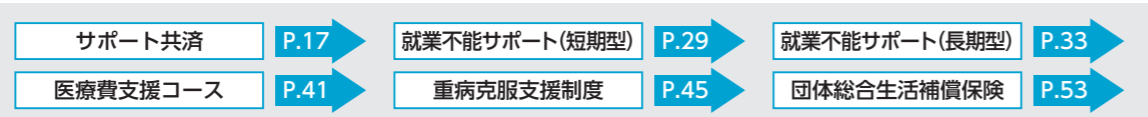
保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料(控除方法)

(サポート共済、就業不能サポート(短期型)、就業不能サポート(長期型)、医療費支援コース、医療保障コース、団体総合生活補償保険)掛金は毎月の給与から控除します。(初回は3月分から)(重病克服支援制度)掛金は毎月の給与から控除します。(初回は2月分から)

3 配当金

配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

サポート共済	就業不能サポート(短期型)
--------	---------------

サポート共済・就業不能サポート(短期型)は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[サポート共済]

明治安田生命保険相互会社 日本生命保険相互会社

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等に変更されることがあります。

[医療費支援コース][就業不能サポート(短期型)][重病克服支援制度]

明治安田生命保険相互会社

[団体総合生活補償保険]

明治安田損害保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

[就業不能サポート(長期型)]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではサポート共済・団体総合生活補償保険・医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)・重病克服支援制度・就業不能サポート(長期型)について記載しております。医療保障コースについては、P13・14をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

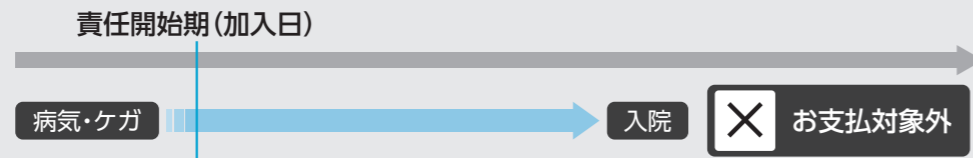
約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

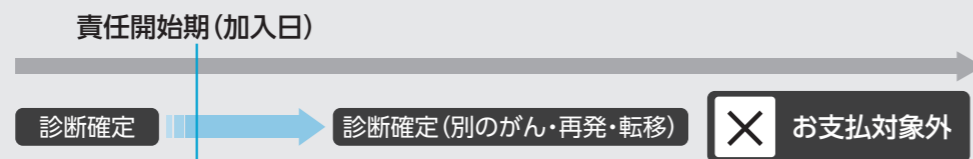


特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など
- 保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 [P.57](#)

補償の重複について(損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。 [P.68](#)

2 告知内容について



ご注意

- ◎ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といたします。
- ◎ 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。
 [サポート共済・医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)・重病克服支援制度・就業不能サポート(長期型)]
 STEP1・2へお進みください。
 [団体総合生活補償保険]
 就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP

1

まずは「申込日(告知日)現在」の
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

サポート共済	重病克服支援制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療費支援コース 就業不能サポート(短期型) 就業不能サポート(長期型)	
過去12カ月以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。		
	過去5年以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。	
	重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。		

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

- <サポート共済・医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)・重病克服支援制度の場合>
企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- <重病克服支援制度の場合>
引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

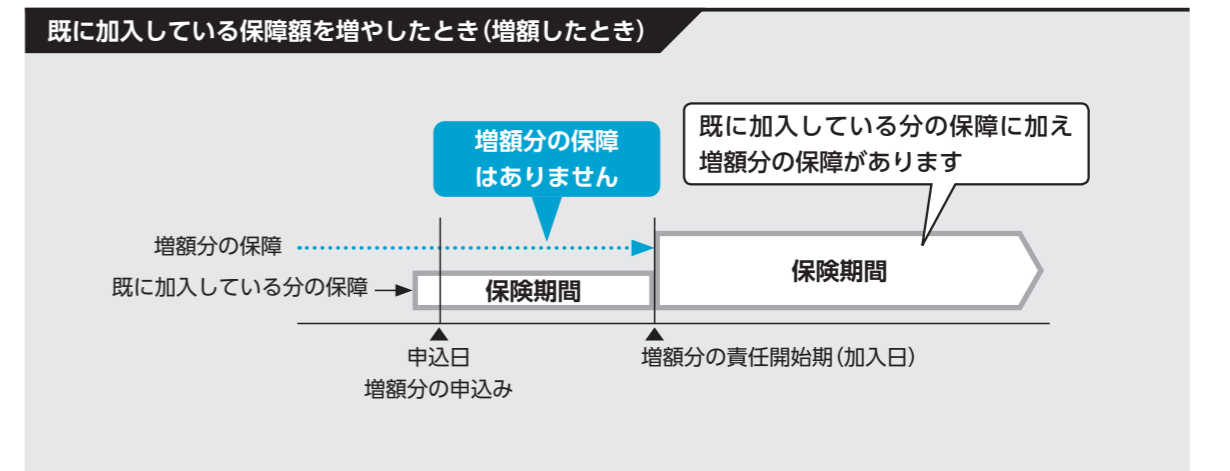
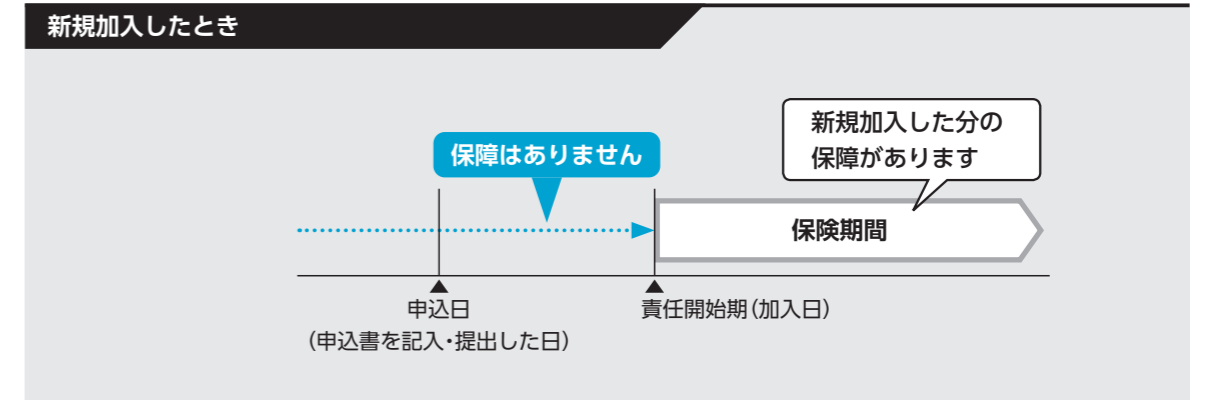
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点責任開始期(加入日)といい、下記の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- <サポート共済・医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)・重病克服支援制度の場合>
◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 [P.70](#)

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 [P.9](#)

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

医療保障コース(家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
医療保障コース	P37	P37	P35	P38

③ 配当金

医療保障コースは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

医療保障コースは、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

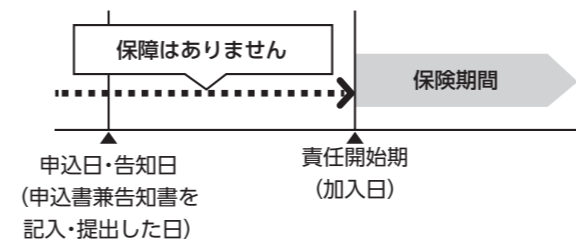
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

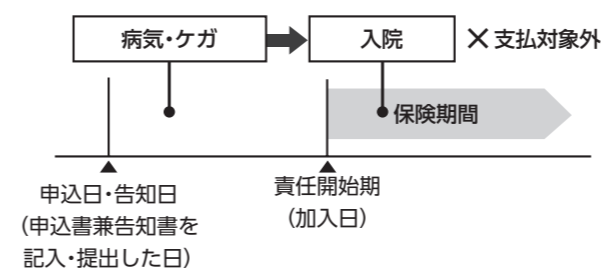


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

入院給付金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

医療保障コース **P38**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

制度の全体図

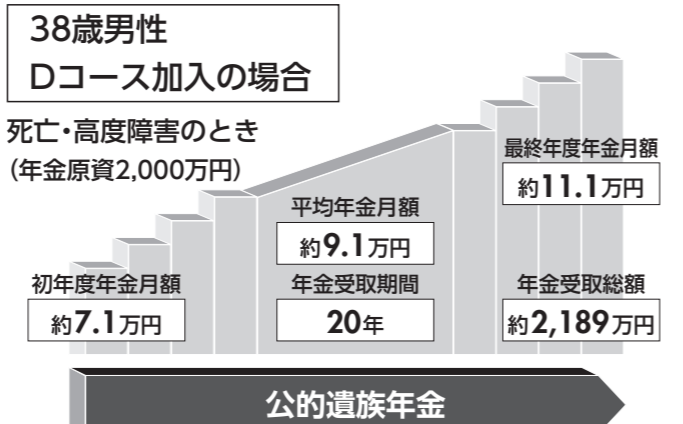
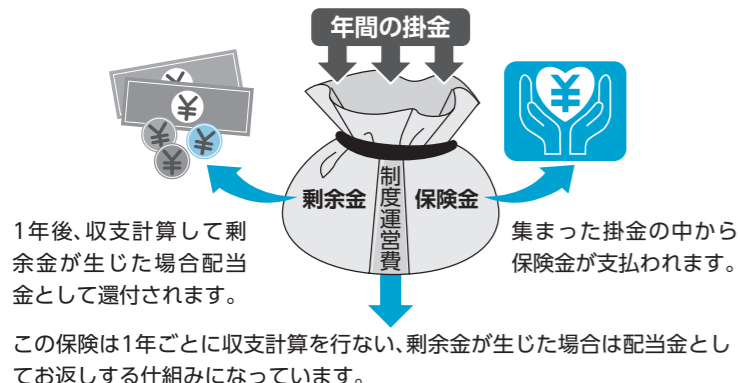
あなたにもしもの時

サポート共済

制度のしくみ

保険期間は1年間(2024年3月1日~2025年2月末日)

加入者が増えればより制度が安定します。



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

働けなくなった時

就業不能サポート(短期型)

病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。

就業不能サポート(長期型)

病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。

入院してしまった時

医療保障コース

ケガ・病気で入院 1日につき 8,000円 or 5,000円 or 3,000円をお支払いします。(継続して2日以上入院の時1日目から)



1日目からの入院・先進医療等に備えて

医療費支援コース

先進医療による療養、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合を保障します。

※対象となる先進医療については、P.60~62の「給付金に関するご注意」をご確認ください。

重病克服支援制度

- ・特定疾病に対する治療費として、以下のいずれかの場合保険金をお支払いします。
- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき
- ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することにより、保障の範囲が拡大します。

ケガの他、携行品損害、賠償責任も補償

団体総合生活補償保険



「サポート共済」5つの特長

1	“ご遺族”の生活を長期間支援	この制度の加入者が死亡・高度障害の場合、ご遺族(高度障害の場合はご本人)に給与と同じように「安定的な生活費」として長期間にわたり年金形式で受け取れます。
2	ライフサイクルにフィットした年金受取期間	加入者の年齢層にあわせて「年金受取期間」が設定されているため、ライフサイクルにフィットした保障内容です。
3	生協の組合員だからこそ	生協の組合員だからこそ、加入できる制度であり、一人でも多くの方が加入されることによって、スケールメリットが発揮されます。
4	スライド型の年金	「年金」は逡増型も選択できるので物価の上昇があっても安心です。
5	配当金で掛金が軽減	1年経過後、収支計算を行ない剰余金が生じた場合には配当金として還付されますので、実質的な負担は軽減されます。



退職後の取扱い

サポート共済

▶ 80歳まで

就業不能サポート(短期型)、就業不能サポート(長期型)には退職後の取扱いはありません。

医療保障コース

▶ 69歳まで

医療費支援コース

▶ 79歳まで

重病克服支援制度

▶ 79歳まで

団体総合生活補償保険

▶ 80歳まで

※掛金の納付方法

退職後は、給与控除ができなくなるため、必ず口座振替用紙をご提出ください。

登録口座より毎月の口座振替(口座振替の際、手数料314円/月をお支払いいただきます。)

※それぞれの保障内容・掛金等の詳細については、退職時に配布するパンフレットをご確認ください。

年齢は保険年齢です。

退職後も団体扱いで継続できるようになりました

(退職後も現職時同様スケールメリットの効いたお手頃な掛金で継続加入できます)

サポート共済

保険期間 2024年3月1日(金)～2025年2月28日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**



意向確認【ご加入前のご確認】

サポート共済は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						月払掛金(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取 総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
A	18～27歳 (1996.9.2～2006.9.1)	1,750	25	4.8	6.5	8.3	1,969	1,863	1,268
	28～35歳 (1988.9.2～1996.9.1)	1,750	20	6.2	7.9	9.7	1,915	1,863	1,268
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	1,750	20	6.2	7.9	9.7	1,915	2,318	1,985
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,750	15	8.5	10.3	12.1	1,864	3,070	2,388
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	937	10	7.1	8.1	9.0	972	2,402	1,858
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	468	5	7.4	7.8	8.3	473	1,801	1,319
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	2,235	1,448
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	3,315	1,856
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	4,819	2,433
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	6,244	3,162
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	6,887	3,500
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	7,632	3,896
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	8,498	4,332
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	9,519	4,806

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						月払掛金(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取 総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
B	18～27歳 (1996.9.2～2006.9.1)	1,705	25	4.7	6.3	8.0	1,918	1,820	1,240
	28～35歳 (1988.9.2～1996.9.1)	1,343	20	4.7	6.1	7.4	1,470	1,476	1,019
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	1,343	20	4.7	6.1	7.4	1,470	1,825	1,570
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	987	15	4.8	5.8	6.8	1,051	1,819	1,434
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	642	10	4.8	5.5	6.2	666	1,709	1,336
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	1,267	946
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	1,741	1,145
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	2,559	1,454
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	3,698	1,891
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	4,777	2,443
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	5,264	2,699
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	5,828	2,999
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	6,484	3,329
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	7,257	3,688

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払掛金(円)		
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取 総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
C	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	169	126
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	201	178
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	255	206
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	344	271
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	478	349
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	668	429
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	995	553
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	1,451	728
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	1,884	949
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	2,079	1,051
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	2,305	1,171
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	2,568	1,304
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	2,878	1,448
D	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	2,100	1,420
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	2,620	2,240
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	3,480	2,700
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	4,900	3,740
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	7,040	4,980
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	10,080	6,260
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	15,320	8,240
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	22,620	11,040
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	29,540	14,580
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	32,660	16,220
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	36,280	18,140
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	40,480	20,260
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	45,440	22,560

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払掛金(円)		
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取 総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
E	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	1,625	1,115
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	2,015	1,730
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	2,660	2,075
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	3,725	2,855
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	5,330	3,785
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	7,610	4,745
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	11,540	6,230
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	17,015	8,330
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	22,205	10,985
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	24,545	12,215
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	27,260	13,655
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	30,410	15,245
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	34,130	16,970
F	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	1,150	810
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	1,410	1,220
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	1,840	1,450
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	2,550	1,970
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	3,620	2,590
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	5,140	3,230
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	7,760	4,220
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	11,410	5,620
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	14,870	7,390
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	16,430	8,210
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	18,240	9,170
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	20,340	10,230
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	22,820	11,380

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払掛金(円)		
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取 総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
G	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	675	505
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	805	710
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	1,020	825
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	1,375	1,085
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	1,910	1,395
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	2,670	1,715
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	3,980	2,210
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	5,805	2,910
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	7,535	3,795
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	8,315	4,205
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	9,220	4,685
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	10,270	5,215
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	11,510	5,790
H	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	485	383
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	563	506
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	692	575
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	905	731
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	1,226	917
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	1,682	1,109
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	2,468	1,406
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	3,563	1,826
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	4,601	2,357
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	5,069	2,603
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	5,612	2,891
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	6,242	3,209
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	6,986	3,554

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払掛金(円)		
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取 総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
I	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	2,575	1,725
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	3,225	2,750
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	4,300	3,325
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	6,075	4,625
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	8,750	6,175
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	12,550	7,775
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	19,100	10,250
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	28,225	13,750
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	36,875	18,175
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	40,775	20,225
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	45,300	22,625
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	50,550	25,275
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	56,750	28,150
K	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	3,050	2,030
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	3,830	3,260
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	5,120	3,950
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	7,250	5,510
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	10,460	7,370
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	15,020	9,290
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	22,880	12,260
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	33,830	16,460
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	44,210	21,770
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	48,890	24,230
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	54,320	27,110
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	60,620	30,290
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	3,000	25	8.2	11.2	14.2	3,376	68,060	33,740

サポート共済

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						月払掛金(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取 総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
L	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	3,525	2,335
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	4,435	3,770
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	5,940	4,575
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	8,425	6,395
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	12,170	8,565
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	17,490	10,805
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	26,660	14,270
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	39,435	19,170
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	51,545	25,365
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	57,005	28,235
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	63,340	31,595
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	70,690	35,305
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	3,500	25	9.6	13.1	16.6	3,938	79,370	39,330

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 本人の掛金についてCコースには月額50円、その他のコースには月額200円の制度運営費が含まれています。
- 76歳以降の掛金につきましては引受保険会社までお問い合わせください。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取扱いは協定書に定められています。

配偶者						
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき		月払掛金(円)		
		【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)		男性	女性	
1,000	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	1,000		950	610	
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	1,000		1,210	1,020	
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,000		1,640	1,250	
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	1,000		2,350	1,770	
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	1,000		3,420	2,390	
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	1,000		4,940	3,030	
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	1,000		7,560	4,020	
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	1,000		11,210	5,420	
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	1,000		14,670	7,190	
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	1,000		16,230	8,010	
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	1,000		18,040	8,970	
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	1,000		20,140	10,030	
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	1,000		22,620	11,180	
	800	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	800		760	488
		36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	800		968	816
41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)		800		1,312	1,000	
46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)		800		1,880	1,416	
51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)		800		2,736	1,912	
56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)		800		3,952	2,424	
61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)		800		6,048	3,216	
66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)		800		8,968	4,336	
71歳 (1952.9.2～1953.9.1)		800		11,736	5,752	
72歳 (1951.9.2～1952.9.1)		800		12,984	6,408	
73歳 (1950.9.2～1951.9.1)		800		14,432	7,176	
74歳 (1949.9.2～1950.9.1)		800		16,112	8,024	
75歳 (1948.9.2～1949.9.1)		800		18,096	8,944	

配偶者				
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき	月払掛金(円)	
		【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	男性	女性
500	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	500	475	305
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	500	605	510
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	500	820	625
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	500	1,175	885
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	500	1,710	1,195
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	500	2,470	1,515
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	500	3,780	2,010
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	500	5,605	2,710
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	500	7,335	3,595
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	500	8,115	4,005
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	500	9,020	4,485
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	500	10,070	5,015
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	500	11,310	5,590
	300	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	300	285
36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)		300	363	306
41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)		300	492	375
46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)		300	705	531
51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)		300	1,026	717
56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)		300	1,482	909
61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)		300	2,268	1,206
66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)		300	3,363	1,626
71歳 (1952.9.2～1953.9.1)		300	4,401	2,157
72歳 (1951.9.2～1952.9.1)		300	4,869	2,403
73歳 (1950.9.2～1951.9.1)		300	5,412	2,691
74歳 (1949.9.2～1950.9.1)		300	6,042	3,009
75歳 (1948.9.2～1949.9.1)		300	6,786	3,354

配偶者				
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき	月払掛金(円)	
		【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	男性	女性
100	18～35歳 (1988.9.2～2006.9.1)	100	95	61
	36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	100	121	102
	41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	100	164	125
	46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	100	235	177
	51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	100	342	239
	56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	100	494	303
	61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	100	756	402
	66～70歳 (1953.9.2～1958.9.1)	100	1,121	542
	71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	100	1,467	719
	72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	100	1,623	801
	73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	100	1,804	897
	74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	100	2,014	1,003
	75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	100	2,262	1,118

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 76歳以降の掛金につきましては引受保険会社までお問い合わせください。

子ども			
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払掛金(円)	
		210	70
300	300	210	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2001.9.2～2021.9.1)
100	100	70	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

保険金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 [P.58](#)



保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.58](#)

就業不能サポート(短期型)



保険期間 2024年3月1日(金)~2025年2月28日(金)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約】

保障内容		10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) ＜主契約＞ [就業不能給付金]	基準給付金月額 10万円	基準給付金月額 5万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) ＜特定精神障害給付特約＞ [特定精神障害給付金]		
基本保障	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき ＜初期支援給付特約＞ [初期支援給付金]	5万円	2.5万円

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

意向確認【ご加入前のご確認】

就業不能サポート(短期型)は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ

【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
		就業不能給付金
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 [P.63](#)



給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.66](#)

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

掛金

◎月額掛金 (単位：円)

<基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約>

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18～20歳 (2003.9.2～2006.9.1)	1,195	598
21～25歳 (1998.9.2～2003.9.1)	1,220	610
26～30歳 (1993.9.2～1998.9.1)	1,230	615
31～35歳 (1988.9.2～1993.9.1)	1,385	693
36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	1,490	745
41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,615	808
46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	1,945	973
51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	2,505	1,253
56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	3,605	1,803
61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	5,305	2,653

女 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18～20歳 (2003.9.2～2006.9.1)	1,355	678
21～25歳 (1998.9.2～2003.9.1)	1,315	658
26～30歳 (1993.9.2～1998.9.1)	1,590	795
31～35歳 (1988.9.2～1993.9.1)	1,775	888
36～40歳 (1983.9.2～1988.9.1)	1,810	905
41～45歳 (1978.9.2～1983.9.1)	2,050	1,025
46～50歳 (1973.9.2～1978.9.1)	2,390	1,195
51～55歳 (1968.9.2～1973.9.1)	2,595	1,298
56～60歳 (1963.9.2～1968.9.1)	3,185	1,593
61～65歳 (1958.9.2～1963.9.1)	4,305	2,153

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

就業不能サポート(長期型)

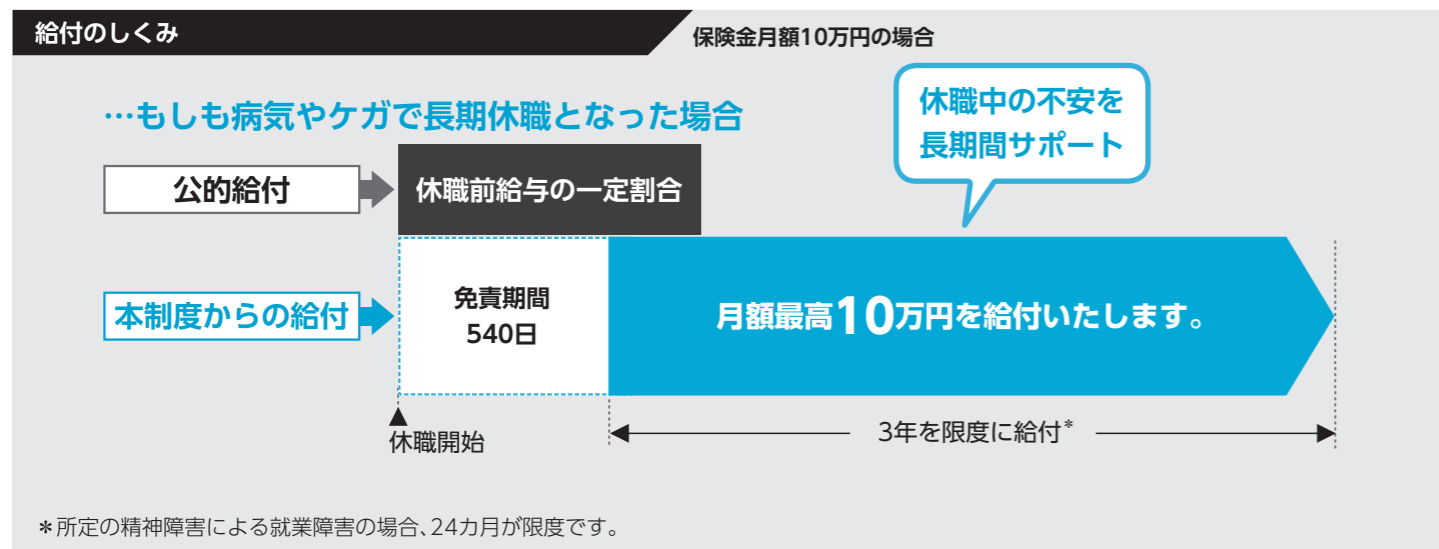


保険期間 2024年3月1日(金)~2025年2月28日(金)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



意向確認【ご加入前のご確認】

就業不能サポート(長期型)は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

◎月額掛金 (単位:円)

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 10万円 Aコース	保険金月額 5万円 Bコース	保険金月額 10万円 Aコース	保険金月額 5万円 Bコース
17~24歳 (1999.3.2~2006.9.1)	540日	3年	203	101	129	65
25~29歳 (1994.3.2~1999.3.1)			214	107	166	83
30~34歳 (1989.3.2~1994.3.1)			248	124	225	112
35~39歳 (1984.3.2~1989.3.1)			316	158	344	172
40~44歳 (1979.3.2~1984.3.1)			491	245	599	300
45~49歳 (1974.3.2~1979.3.1)			810	405	989	494
50~54歳 (1969.3.2~1974.3.1)			1,424	712	1,666	833
55~59歳 (1964.3.2~1969.3.1)			2,488	1,244	2,631	1,316
60~64歳 (1959.9.2~1964.3.1)			4,332	2,166	4,065	2,033

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 [P.66](#)

医療保障コース

保険期間 2024年3月1日(金)～2025年2月28日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**



保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- お手頃な掛金で幅広い医療保障が得られます。
- 告知書扱で申込手続きは簡単です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本人(組合員)・配偶者		子ども	
	8,000円	5,000円	3,000円	
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 8,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数	
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円	

- 病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
- 入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
- 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- 配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。 [P.37～40](#)

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障コースは、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・掛金等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

◎月額掛金 (単位：円)

年齢【保険年齢】	本人(組合員)・配偶者		
	8,000円	5,000円	3,000円
18歳～19歳	1,833	1,158	708
20歳～24歳	2,335	1,471	895
25歳～29歳	2,679	1,686	1,024
30歳～34歳	2,807	1,766	1,072
35歳～39歳	2,801	1,763	1,071
40歳～44歳	3,096	1,950	1,186
45歳～49歳	3,544	2,233	1,359
50歳～54歳	4,504	2,839	1,729
55歳～59歳	5,777	3,647	2,227
60歳～64歳	7,837	4,954	3,032
65歳～69歳	11,248	7,117	4,363

年齢【保険年齢】	子ども	
	5,000円	3,000円
0～22歳	年齢に関係なく(0～22歳)一律 1,244	年齢に関係なく(0～22歳)一律 756

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は加入者が300名以上499名以下の場合の掛金です。
したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

お取り扱いについて

加入資格	<p>愛媛県学校生活協同組合連合会の現職組合員及びその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。</p> <p>本人 サポート共済加入の現職組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2024年3月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方。(継続の場合は満69歳6カ月までの方)</p> <p>配偶者 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年3月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方)</p> <p>子ども 本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、2024年3月1日現在、満22歳6カ月までの方</p>									
告知内容	<p>本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者・子ども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。</p>									
給付内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">給付種類</th> <th style="width: 50%;">給付事由</th> <th style="width: 30%;">給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき</td> <td>入院給付金日額×入院日数をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>保険期間中に死亡したとき</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p>	給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額
給付種類	給付事由	給付内容								
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。								
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額								
保険期間	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間(2024年3月1日～2025年2月28日)で、以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。 									
掛金	●掛金は毎月の給与より控除します。(初回は3月分より)									
配当金	●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。									
継続加入の取扱い	●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ入院給付金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。									

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。本年度は、自動更新ですので、申込書の提出がない場合は、前年度と同内容にて更新となります。
給付金のお支払い	<p><入院について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。 (1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 (2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。 (3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき (2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。 ●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。 ●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。 <p><入院給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。 <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について (解除・免責等) (続き)	<p>1. 入院給付金について</p> <p>① 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② その被保険者の犯罪行為</p> <p>③ その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>④ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故</p> <p>⑥ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故</p> <p>⑦ その被保険者の薬物依存</p> <p>⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p> <p>2. 死亡保険金について</p> <p>① その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)</p> <p>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③ 戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>
------------------------------------	--

医療保障保険契約内容登録制度	<p>「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたの契約内容が登録されます。</p> <p>当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。</p> <p>医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。</p> <p>一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。</p> <p>なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。</p> <p>各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。</p> <p>また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。</p> <p>当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。</p> <p>【登録事項】</p> <p>(1) 被保険者の氏名、生年月日および性別</p> <p>(2) 保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))</p> <p>(3) 治療給付率</p> <p>(4) 入院給付金日額</p> <p>(5) 保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名</p> <p>(6) 保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)</p> <p>(7) 契約日</p> <p>その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。</p> <p>※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。</p>
----------------	--

保険会社からの お願い・ご注意	<p><給付金・保険金のご請求について></p> <p>● 給付金・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。))にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。</p> <p>● 給付金・保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</p> <p>● ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</p> <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <p>● ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。</p> <p>● 被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。</p> <p>● 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</p> <p>● 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。</p>
--------------------	---

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社

医療費支援コース



保険期間 2024年3月1日(金)~2025年2月28日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

● 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

● 先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

※対象となる先進医療については、P60~62の給付金に関するご注意をご確認ください。



上記保障のほかに、②入院時の見舞金^{*1}、および入院を伴わない場合の見舞金として

③手術および④放射線治療を受けた場合の保障^{*2}がセットされています。

※1 見舞金(入院支援給付金)

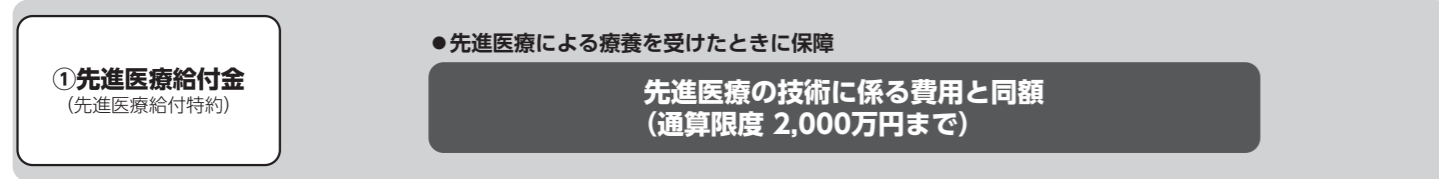
病気・ケガで1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回一時金をお支払い(1入院について5回、通算して36回を限度)

※2 外来手術給付金・外来放射線治療給付金

入院を伴わずに手術(診療報酬点数合計2,000点以上)や放射線治療を受けた場合は、外来手術給付金または外来放射線治療給付金として一時金をお支払い

「医療費支援コース」の保障イメージ

〈支援給付金額 2.5万円コースの場合〉



●先進医療による治療を受けなかった場合でも「見舞金」として以下の保障があります

＜入院時の見舞金として＞			
	支払事由	支払金額	支払限度
	②入院支援給付金 (治療支援給付特約)	1日以上入院をしたとき	1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回、合計12.5万円をお支払い(下記図1参照)

入院期間	入院支援給付金	支払給付金合計
1ヵ月(1~30日)入院した場合	25,000円	25,000円
2ヵ月(31~60日)入院した場合	25,000円 × 2回	50,000円
3ヵ月(61~90日)入院した場合	25,000円 × 3回	75,000円
4ヵ月(91~120日)入院した場合	25,000円 × 4回	100,000円
5ヵ月(121日~)入院した場合	25,000円 × 5回	125,000円

＜入院を伴わない場合の見舞金として＞			
	支払事由	支払金額	支払限度
	③外来手術給付金 (治療支援給付特約)	入院を伴わない手術を受けたとき※ (診療報酬点数の合計が2,000点以上)	手術1回につき、25,000円
	④外来放射線治療給付金 (治療支援給付特約)	入院を伴わない放射線治療を受けたとき※	放射線治療1回につき、25,000円

※公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術や放射線治療がお支払条件となります

意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援コースは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容	本人・配偶者	本人・配偶者・子ども
	5万円	2.5万円
基本保障 病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) ＜治療支援給付特約＞ [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
基本保障 「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) ＜治療支援給付特約＞ [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) ＜先進医療給付特約＞ [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.60



保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.62

加入取扱いに関するご注意



●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

よくある問い合わせ ※ P.60より抜粋

【入院支援給付金について】

●被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。

●入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。

掛金

◎月額掛金 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
18～19歳 (2004.9.2～2006.9.1)	585	330	440	258
20～24歳 (1999.9.2～2004.9.1)	495	285	600	338
25～29歳 (1994.9.2～1999.9.1)	500	288	850	463
30～34歳 (1989.9.2～1994.9.1)	525	300	990	533
35～39歳 (1984.9.2～1989.9.1)	635	355	990	533
40～44歳 (1979.9.2～1984.9.1)	770	423	950	513
45～49歳 (1974.9.2～1979.9.1)	995	535	1,025	550
50～54歳 (1969.9.2～1974.9.1)	1,275	675	1,145	610
55～59歳 (1964.9.2～1969.9.1)	1,720	898	1,330	703
60～64歳 (1959.9.2～1964.9.1)	2,370	1,223	1,640	858
65～69歳 (1954.9.2～1959.9.1)	2,790	1,433	2,060	1,068
70歳 (1953.9.2～1954.9.1)	3,075	1,575	2,390	1,233
71歳 (1952.9.2～1953.9.1)	3,195	1,635	2,510	1,293
72歳 (1951.9.2～1952.9.1)	3,325	1,700	2,630	1,353
73歳 (1950.9.2～1951.9.1)	3,465	1,770	2,745	1,410
74歳 (1949.9.2～1950.9.1)	3,625	1,850	2,875	1,475
75歳 (1948.9.2～1949.9.1)	3,790	1,933	3,000	1,538
76歳 (1947.9.2～1948.9.1)	3,945	2,010	3,130	1,603

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
77歳 (1946.9.2～1947.9.1)	4,145	2,110	3,280	1,678
78歳 (1945.9.2～1946.9.1)	4,315	2,195	3,420	1,748
79歳 (1944.9.2～1945.9.1)	4,525	2,300	3,585	1,830

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども
	基本保障
0～22歳 (2001.9.2以降に生まれた方)	2.5万円
	380

重病克服支援制度

保険期間 2024年3月1日(金)~2025年2月28日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者**



意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者		
		300万円	200万円	100万円
主契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 	300万円	200万円	100万円
	[特定疾病保険金] (※1)			
7大疾病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・所定の高度障害状態のとき 	150万円	100万円	50万円
	[死亡・高度障害保険金] (※1)			
がん・上皮内新生物保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 	30万円	20万円	10万円
	[7大疾病保険金] (※2)			
	● 所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき			
	[がん・上皮内新生物保険金] (※2)			



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病
		悪性新生物(がん) (※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 30万円				
お支払事由ごとの保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が発払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{*1}
特定疾病保険金 7 大疾病保険金 <small>※13</small>	●悪性新生物 (がん) 加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●上皮内新生物^{*4} ●悪性黒色腫を除く皮膚がん ●脂肪腫
	●急性心筋梗塞 加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●狭心症 ●解離性大動脈瘤 ●心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞) 加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●一過性脳虚血 ●外傷性くも膜下出血 ●未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病 加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、糖尿病を発病 ^{*5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{*8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症) 加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{*5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{*9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全 加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{*10} を開始したとき	
	●肝硬変 加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{*11}	
がん・上皮内新生物保険金 加入日前を含めてはじめて ^{*12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金 死亡されたとき		
高度障害保険金 加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{*5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 [P.57](#)



約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.69](#)

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 [P.66](#)

重病克服支援制度

掛金

◎月額掛金 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・200万円・100万円>

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (2003.9.2～ 2006.9.1)	574	195	39	416	130	26	258	65	13
21～25歳 (1998.9.2～ 2003.9.1)	727	210	39	518	140	26	309	70	13
26～30歳 (1993.9.2～ 1998.9.1)	742	240	42	528	160	28	314	80	14
31～35歳 (1988.9.2～ 1993.9.1)	889	315	48	626	210	32	363	105	16
36～40歳 (1983.9.2～ 1988.9.1)	1,162	405	60	808	270	40	454	135	20
41～45歳 (1978.9.2～ 1983.9.1)	1,564	585	90	1,076	390	60	588	195	30
46～50歳 (1973.9.2～ 1978.9.1)	2,533	1,020	141	1,722	680	94	911	340	47
51～55歳 (1968.9.2～ 1973.9.1)	4,126	1,620	216	2,784	1,080	144	1,442	540	72
56～60歳 (1963.9.2～ 1968.9.1)	6,394	2,760	372	4,296	1,840	248	2,198	920	124
61～65歳 (1958.9.2～ 1963.9.1)	9,901	4,395	681	6,634	2,930	454	3,367	1,465	227
66～70歳 (1953.9.2～ 1958.9.1)	14,602	6,345	1,044	9,768	4,230	696	4,934	2,115	348
71歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	18,346	7,815	1,245	12,264	5,210	830	6,182	2,605	415

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (2003.9.2～ 2006.9.1)	474	195	39	316	130	26	158	65	13
21～25歳 (1998.9.2～ 2003.9.1)	627	210	39	418	140	26	209	70	13
26～30歳 (1993.9.2～ 1998.9.1)	642	240	42	428	160	28	214	80	14
31～35歳 (1988.9.2～ 1993.9.1)	789	315	48	526	210	32	263	105	16
36～40歳 (1983.9.2～ 1988.9.1)	1,062	405	60	708	270	40	354	135	20
41～45歳 (1978.9.2～ 1983.9.1)	1,464	585	90	976	390	60	488	195	30
46～50歳 (1973.9.2～ 1978.9.1)	2,433	1,020	141	1,622	680	94	811	340	47
51～55歳 (1968.9.2～ 1973.9.1)	4,026	1,620	216	2,684	1,080	144	1,342	540	72
56～60歳 (1963.9.2～ 1968.9.1)	6,294	2,760	372	4,196	1,840	248	2,098	920	124
61～65歳 (1958.9.2～ 1963.9.1)	9,801	4,395	681	6,534	2,930	454	3,267	1,465	227
66～70歳 (1953.9.2～ 1958.9.1)	14,502	6,345	1,044	9,668	4,230	696	4,834	2,115	348
71歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	18,246	7,815	1,245	12,164	5,210	830	6,082	2,605	415

重病克服支援制度

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人								
	30万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	30万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (2003.9.2～ 2006.9.1)	499	195	45	366	130	30	233	65	15
21～25歳 (1998.9.2～ 2003.9.1)	574	225	75	416	150	50	258	75	25
26～30歳 (1993.9.2～ 1998.9.1)	697	300	96	498	200	64	299	100	32
31～35歳 (1988.9.2～ 1993.9.1)	943	435	135	662	290	90	381	145	45
36～40歳 (1983.9.2～ 1988.9.1)	1,330	660	183	920	440	122	510	220	61
41～45歳 (1978.9.2～ 1983.9.1)	1,888	1,095	240	1,292	730	160	696	365	80
46～50歳 (1973.9.2～ 1978.9.1)	2,350	1,425	300	1,600	950	200	850	475	100
51～55歳 (1968.9.2～ 1973.9.1)	3,037	1,815	309	2,058	1,210	206	1,079	605	103
56～60歳 (1963.9.2～ 1968.9.1)	3,715	2,415	357	2,510	1,610	238	1,305	805	119
61～65歳 (1958.9.2～ 1963.9.1)	5,224	2,865	483	3,516	1,910	322	1,808	955	161
66～70歳 (1953.9.2～ 1958.9.1)	6,862	3,825	543	4,608	2,550	362	2,354	1,275	181
71歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	8,488	4,350	594	5,692	2,900	396	2,896	1,450	198

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	配偶者								
	30万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	30万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (2003.9.2～ 2006.9.1)	399	195	45	266	130	30	133	65	15
21～25歳 (1998.9.2～ 2003.9.1)	474	225	75	316	150	50	158	75	25
26～30歳 (1993.9.2～ 1998.9.1)	597	300	96	398	200	64	199	100	32
31～35歳 (1988.9.2～ 1993.9.1)	843	435	135	562	290	90	281	145	45
36～40歳 (1983.9.2～ 1988.9.1)	1,230	660	183	820	440	122	410	220	61
41～45歳 (1978.9.2～ 1983.9.1)	1,788	1,095	240	1,192	730	160	596	365	80
46～50歳 (1973.9.2～ 1978.9.1)	2,250	1,425	300	1,500	950	200	750	475	100
51～55歳 (1968.9.2～ 1973.9.1)	2,937	1,815	309	1,958	1,210	206	979	605	103
56～60歳 (1963.9.2～ 1968.9.1)	3,615	2,415	357	2,410	1,610	238	1,205	805	119
61～65歳 (1958.9.2～ 1963.9.1)	5,124	2,865	483	3,416	1,910	322	1,708	955	161
66～70歳 (1953.9.2～ 1958.9.1)	6,762	3,825	543	4,508	2,550	362	2,254	1,275	181
71歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	8,388	4,350	594	5,592	2,900	396	2,796	1,450	198

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- 記載の掛金には保険料に加えて主契約に下記の制度運営費が含まれています。
主契約 本人：100円
- 72歳以降の掛金につきましては引受保険会社までお問い合わせください。

団体総合生活補償保険



保険期間 2024年3月1日(金)~2025年2月28日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

意向確認【ご加入前のご確認】

団体総合生活補償保険は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- ケガの他、携行品損害、賠償責任も補償します。

ご請求は愛媛県学校生活協同組合連合会：TEL(089)925-0555までお願いします。

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目	本人					
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 6,000円	日額 6,000円	日額 4,000円	日額 4,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	3または 6万円	3または 6万円	2または 4万円	2または 4万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円
傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
自宅の外において、偶然な事故により携行品に損害が生じた場合 〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]	10,000万円 (注)	—	10,000万円 (注)	—	10,000万円 (注)	—
月 額 掛 金	1,400	1,330	1,260	1,190	1,190	1,120

	本人	配偶者	子ども
	Gコース	Hコース	Kコース
	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
	1.5または 3万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円
	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
	10万円	10万円	10万円
	10,000万円 (注)	—	—
	910	840	840

(注) 賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- ・ 配偶者
- ・ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ・ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

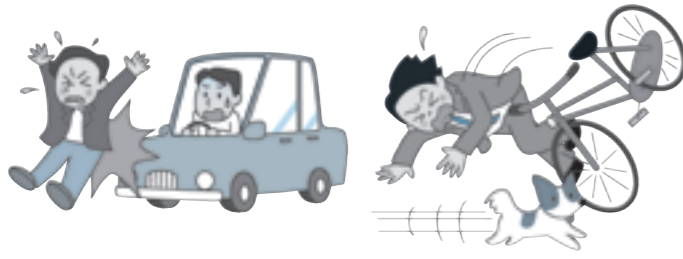
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 [P.58](#)

●こんなときに補償されます。

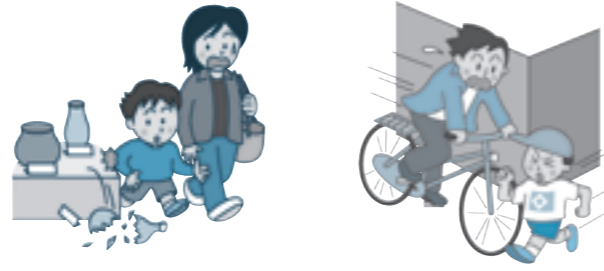
傷害による
入院・通院・手術

車にはねられてケガをした 自転車で転んでケガをした



賠償責任

買物中子どもが誤って高価な陶磁器を破損した 自転車で通行人にケガをさせた
※仕事上の事故を除く



携行品損害

釣りの帰りに釣竿を
車に仕舞おうとして壊した



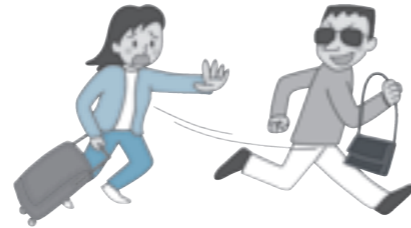
外出先でスマートフォンを
誤って落とし破損した

※補償サービスを利用する場合は、補償サービス負担金額が対象となります(時価額限度)。



旅行中、ひったくりにあい
カバンを盗まれた

※警察への盗難届が必要



外出先でノートパソコンを
誤って落下させ破損した



外出中に服をドアに
誤ってはさみ、破れた



旅行先でデジカメを
誤って落下させ破損した



旅行先でホームビデオを
誤って落下させ破損した



保険金のお支払いができない場合 ※P59より抜粋

【携行品損害保険金】

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 置き忘れまたは紛失
- 有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害
- 塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷
- 自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い
- 自殺行為・闘争行為による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

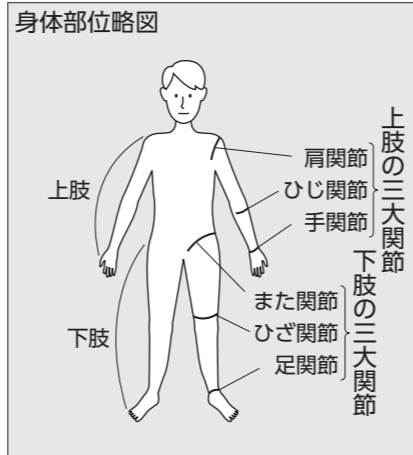
高度障害状態について	57
保険金・給付金をお支払いできない場合について	57
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	58
サポート共済	58
団体総合生活補償保険	58
医療費支援コース	60
就業不能サポート(短期型)	63
重病克服支援制度	66
就業不能サポート(長期型)	66
その他	68

高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

サポート共済・重病克服支援制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

サポート共済・団体総合生活補償保険・医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)・重病克服支援制度・就業不能サポート(長期型)

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注就業不能サポート(長期型)を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

サポート共済

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

団体総合生活補償保険

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
 - ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
 - ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法という医師を指します（鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません）。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭（じん）帯損傷等の傷害を被った特定の部位^{*}を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、サポーター等を含みません。）を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
 - ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。）
 - 3. 肋骨・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。）
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- （◎）：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- （○）：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- （★）：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- （☆）：事故日時時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額（現在の価値）のことです。

●保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。）

項目	お支払いできない主な場合
	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき <ul style="list-style-type: none"> ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注) ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと <p style="text-align: right;">など</p>
入院保険金 手術保険金 通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>

賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
---------	---

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療費支援コース

給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。（1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回） ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術（※）を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき （※）悪性新生物（がん）・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩（自然頭位分娩など）、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます）によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物（がん）・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。

●美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
/ 2...上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
/ 3...悪性、原発部位
/ 6...悪性、転移部位
悪性、続発部位
/ 9...悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成
(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

就業不能サポート(短期型)

給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで、に到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	<第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで、に到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
初期支援給付金	傷害または発病した疾病により、保険期間満了時まで、に第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき 特定精神障害により、保険期間満了時まで、に第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。

(注1)「不支給期間」とは
 「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についての保険期間の満了時まで、に開始した就業不能状態であること
- 「支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回支払基準日
 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回就業不能給付金が支払われる場合に限り、)。
 - ②第2回以降の支払基準日
 第1回支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

- 「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
- (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - (2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00－F 09(ただし、F 00、F 01、F 02およびF 03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20－F 29
気分[感情]障害	F 30－F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40－F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50－F 59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F 60－F 69
心理的発達障害	F 80－F 89(ただし、F 80、F 81、F 82およびF 83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90－F 98(ただし、F 93、F 94およびF 98を除く)

- 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時まで、に開始した就業不能状態であること
- 「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回特定支払基準日
 第1回特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)。
 - ②第2回以降の特定支払基準日
 第1回特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

- 初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。
 - ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで、に次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで、に開始した所定の就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
 - ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで、に次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで、に開始した特定就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

<給付金のお支払いに関するご注意>

- 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。
 - ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるとき
 - ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時まで、に、後発就業不能状態に該当したとき
 - ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。
- 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。
- 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。
- 就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
- 保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
 - ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
 - ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
 - ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

※注意された事項

給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金(注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(*1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F10～F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29
気分[感情]障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60～F69
知的障害<精神遅滞>	F70～F79
心理的発達障害	F80～F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98
詳細不明の精神障害	F99

(*1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(*2)薬物依存に該当するものを除きます。

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

重病克服支援制度

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による時(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意による時 ●死亡保険金受取人の故意による時(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱による時(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為による時 ●契約者の故意または重大な過失による時 ●被保険者の故意または重大な過失による時 ●戦争その他の変乱による時(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。

●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

就業不能サポート(長期型)

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満64歳以下の方	免責期間終了後(541日目)	3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
 - (ロ)イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (ハ)イ)ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
 で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の上記就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

【保険金・給付金のお支払いできない場合について】

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none">●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)●脱退後に開始した就業障害
	など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00～F09、F20～F99
例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

団体総合生活補償保険・就業不能サポート(長期型)

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

	今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
	団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
 - *給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
 - *給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

重病克服支援制度

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限りま
- A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
- I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- *保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

団体総合生活補償保険・就業不能サポート(長期型)

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

※代理人となりうる上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

サポート共済・医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)・重病克服支援制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

団体総合生活補償保険・就業不能サポート(長期型)

事故が発生したときは、事故の発生の日^注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険^株へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

^注下線部分について

【就業不能サポート(長期型)】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

就業不能サポート(長期型)

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出てください。義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。場合によっては、お申込みがあります。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等を行うことを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

●新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

約款規定について

重病克服支援制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

団体総合生活補償保険・就業不能サポート(長期型)

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

団体総合生活補償保険・就業不能サポート(長期型)

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

サポート共済・医療費支援コース・就業不能サポート(短期型)・重病克服支援制度

【ご照会・ご相談窓口】

●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

団体総合生活補償保険・就業不能サポート(長期型)

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

【団体総合生活補償保険】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間を経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

【就業不能サポート(長期型)】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

【医療保障保険契約内容登録制度】について ～あなたのご契約内容が登録されます～

医療費支援コース

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。))は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。))のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める
手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵
守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることがで
きます。上記各手続の詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
 (3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
 (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

団体総合生活補償保険

愛媛県教育用品株式会社 電話番号：089-925-0555
(明治安田損害保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社委託代理店)
明治安田生命保険相互会社 電話番号：087-821-6811
(明治安田損害保険株式会社委託代理店)

就業不能サポート(長期型)

愛媛県教育用品株式会社 電話番号：089-925-0555
明治安田生命保険相互会社 電話番号：087-821-6811

Horizontal lines for writing a memo.

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

愛媛県学校生活協同組合連合会

089-925-0555

〒790-0823 愛媛県松山市清水町3丁目8-2

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部四国公法人営業推進部

087-821-6811

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル 2階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで